

令和3年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和3年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月4日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 相馬 芳佳

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
総務部 総務課 R3. 7. 8監査 R3. 7. 20報告	<p>【契約事務について】</p> <p>令和2年度江別市本庁舎総合案内・電話交換業務委託の契約事務において、専決権限事項では部長決裁と規定されているものの、次長決裁により事務処理を行い、契約を締結していることから、今後は江別市事務専決規程を遵守するとともに、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>本件について課内で情報を共有するとともに、事務執行に当たっては江別市事務専決規程を遵守し、専決区分について十分な確認を行うよう改めて指導を徹底しました。今後は不適切な事務処理が生じないように、適正な執行に努めます。</p>
情報推進課 参事（デジタル化推進担当） R3. 7. 8監査 R3. 7. 30報告	<p>【契約事務について】</p> <p>令和2年度イントラネット保守業務（下半期分）の契約事務において、指名型プロポーザル方式により受託事業者を選定し随意契約を締結しているが、予定価格が定められていない。江別市契約に関する規則では、契約担当者（同規則第2条第2号に規定する「契約担当者」をいう。）は、随意契約による場合は、予定価格を定めなければならないと規定していることから、今後は同規則を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】</p> <p>契約事務について、定期監査の結果を課内で共有し、事務執行に当たっては、指名型プロポーザル方式にかかる事務手順を整理し、職員相互の確認を行うよう意思統一を図りました。</p> <p>今後は江別市契約に関する規則を遵守し、適切な契約事務の執行に努めます。</p>
医療助成課 R3. 5. 27監査 R3. 6. 29報告	<p>【契約事務について】</p> <p>江別市介護保険料決定通知書等作成業務の契約事務において、予定価格が江別市物品購入等被指名者選考委員会における随意契約参加</p>	<p>【措置済み】</p> <p>本件指導事項を課内で共有し、今後の契約事務にあたっては、その適正な執行を期するため予定価格について十分に確認を行うよう意思統一を図りました。</p>

	<p>者選考の対象となる金額にもかかわらず、同委員会の選考を受けずに契約を締結していることから、今後は江別市物品購入等被指名者選考委員会規程を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は江別市物品購入等被指名者選考委員会規程を遵守し、適正な事務処理の執行に努めます。</p>
<p>水道部 総務課 参事(料金収納 担当) R3. 6.10監査 R3. 7.13報告</p>	<p>【契約事務について】 水道料金等収納業務委託の契約事務において、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定し随意契約を締結しているが、予定価格が定められていない。 江別市水道部契約規程においてその例によるとされている江別市契約に関する規則では、契約担当者（同規則第2条第2号に規定する「契約担当者」をいう。）は、随意契約による場合は、予定価格を定めなければならないと規定していることから、今後は同規程を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 契約事務について、定期監査の結果を課内で共有し、事務執行に当たっては、公募型プロポーザル方式にかかる事務手順を作成し、職員相互の確認を行うよう意思統一を図りました。 今後は江別市契約に関する規則を遵守し、適切な契約事務の執行に努めます。</p>